

令和3年度 第3回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

1 日時 令和3年（2021年）9月30日（木）14時30分～17時

2 場所 山崎浄化センター 1階 会議室

3 出席者

(1) 委員

堀江信之会長（一般社団法人日本下水道施設業協会）、中川直子副会長（中央大学理工学研究科）、北原罔彦委員（市民公募委員）、長坂祐司委員（東京地方税理士会鎌倉支部）、太田康委員（神奈川県企業庁鎌倉水道営業所）、三宅十四日委員（日本下水道事業団関東・北陸総合事務所）

欠席委員：鈴木淳委員（大倉設備工業株式会社）、松山豊司委員（市民公募委員）

(2) 幹事及び担当課職員

森都市整備部長、加藤都市整備部次長兼下水道河川課課長、岩崎下水道経営課長、内田共生共創部次長兼企画課長、吉田財政課長、森田浄化センター所長、廣瀬下水道経営課課長補佐、中村下水道経営課主事

(3) 事務局

村松下水道経営課課長補佐、山田下水道経営課係長

4 議題

(1) 下水道使用料の改定について

5 会議の概要

(会 長) 定刻となりましたので、令和3年度 第3回鎌倉市下水道事業運営審議会を開会します。

事務局から委員の出席状況の報告を願います。

(事務局) まず、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。本日は、鈴木委員から欠席の連絡をいただいています。

本日の委員の出席状況は、審議会委員8名中、5名の出席、1名のリモートによる出席をいただいております。鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する定足数に達していることを報告します。

続きまして、本日の傍聴について報告します。本日の審議会は、感染予防対策のため、傍聴者の募集を行っていません。そのため本日の傍聴者はありません。続きまして、感染症予防対策についてです。

本日の会議につきましては、感染予防対策としての室内換気を行うため、会議中に事務局から休憩の提案をします。

続いて、会議資料の公開について報告します。

審議会資料につきましては、公開することとなっておりますので、御承

知おきください。

続きまして、令和3年度第2回審議会の会議録について報告します。第2回審議会の議事録は、予め審議会の委員の皆様にお送りして、内容を御確認いただいています。本日、会議録に関して御意見等を伺うこととなっていますが、いかがでしょうか。

(特に意見等なし)

皆様から御指摘いただいた御意見等につきましては、事務局で必要な作業を行った後、資料と合わせてホームページで公開します。

続きまして本日の配付資料について、御確認願います。本日の資料は、

- 資料1 使用水量別料金試算(税抜き)
 - 資料2 使用水量別1 m³単価比較(税抜き)
 - 資料3 使用料区分別構成率(件数)
 - 資料4 各区分による使用料回収割合
 - 資料5 使用料比較表(税込み)
 - 資料6-1 県内団体の平均単価(税抜き)
 - 資料6-2 県内団体の基本使用料(税抜き)
 - 資料6-3 県内団体の下水道使用料(20 m³使用時、税込み)
 - 資料7 答申素案サンプル版
- の7種類です。

また、参考資料として、

- 参考1 鎌倉市公共下水道経営戦略
- 参考2 鎌倉市公共下水道経営戦略 資料編
- 参考3 鎌倉市下水道条例
- 参考4 鎌倉市下水道条例施行規則
- 参考5 平成18年「下水道使用料の適正化について(答申)」
- 参考6 下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

を綴じ込み、置かせていただきました。御確認をお願いします。

ここまでで、何か質問等がありますか。

(特に意見等なし)

(会長) よろしいでしょうか。では、会議を進めます。
次第3「下水道使用料の改定について」の説明をお願いします。

(幹事) 本日は、前回の審議会でいただいた御質問、御意見につきまして、報告をし、続いて使用水量別料金試算等について御審議をお願いしたいと考

えています。

まず初めに、前回の審議会で「生活保護において、下水道使用料など、生活費として増えたものは、受給費に跳ね返るような制度になっているか」との御質問について、改めて確認をしたので報告します。

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して、扶助別に8種類、生活扶助・住宅扶助・教育扶助などに分けます。

このうち、光熱水費等の世帯共通的費用は生活扶助の第2類費に区分され、基本的な日常生活費のうち、水道光熱費や家具什器費など世帯単位でかかる経費を補填するものとして支給されます。

生活保護では、生活保護法に基づき、地域における生活様式や物価差による生活水準の差がみられる場合、実態を踏まえ、最低限度の生活を保障する観点から、生活保護基準に地域差を設けています。

現行の級地は、「1級地-1」から「3級地-2」までの6区分で、鎌倉市は「1級地-1」に該当します。1級地-1の市町村の例としては、東京都23区、横浜市、大阪市などが該当し、県内では、鎌倉市、横浜市のほか、川崎市、藤沢市、逗子市、大和市、葉山町が該当します。

生活保護基準の改正は、「社会保障審議会生活保護基準部会」において、全国消費実態調査等を基に、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかを定期的に検証し、見直しが行われていることから、鎌倉市で各種の料金改定が行われても、即時反映されるといった制度ではありません。

次に、前回御意見をいただきました、下水道条例について、使用料の条において基本使用料と従量使用料について分かりにくいため、下水道条例の表現の仕方を変えられないか、具体的には「基本使用料」を明確にし、従量使用料の単価と分けて明確化を図ることは可能かとの御意見について、県内の他市の条例等を確認したところ、基本使用料と従量使用料の単価を明確に分けて、条例に明記している団体もあることから、条例の表記方法については、今後、答申をいただいた後、実務作業において法制部門と協議をしつつ進めることとなります。なお、最終的には、市議会において議決した文案が条例となります。

ここまでで質問等がありますか。

(委員) 今説明があった基本料金と使用料について、今回、消費税が帳簿からインボイス伝票方式に変わりますが、何が平成元年の時に問題になっていたかと言いますと、端数処理でした。0.1円がどのように切捨てられたり、切上げられて1円になるかということがとても重要でした。今回の下水道使用料についても、1%とかそういった表記があると、実際皆さん計算します。何円何十銭が積み上げられていくのか、どういう端数処理をするのかということ、明確にする必要があると思います。

(幹 事) 端数処理について、今回、下水道の単価では、これまでの審議で円で表記しています。最終的には円単位のものを積上げまして、その時の消費税率を課して、料金ということで皆さまに個別にお願いする形になります。その場合、消費税を計算する際に1円未満の単位というのが生じることがありますが、現在、鎌倉市では切捨てということで皆さまに料金をお願いしています。

もう一つ、1 m³あたり平均 150 円ということを基本に御審議をいただいています。こちら水と総金額等から計算しますので、消費税1円未満が生じます。今回資料としては、小数点第1位までで作成しています。そのため、最終的に皆さまにお願いする時には、消費税等での1円未満が出た場合には切捨てて請求をする取扱いを行っています。

(委 員) 今、税理士会でも統一されていない、国税の方でもはっきりしていない問題があります。例えば、税込みです。今の話ですと、税金を計算した時に、最終的に円未満は切捨てるって話ですね。ところが今回、求められているインボイスでは、消費税を除いた本体価格がいくらで、それに対して消費税がいくらか、税込み価格がいくらかという表示を、領収書などに求められます。そうすると、最終的な税金の円未満ではなく、本体価格はどのように端数を処理されていくのか、この端数処理についての考え方を教えてください。

(幹 事) 本体価格については、現在、改定率は小数点以下で表記をしていますが、最終的に使用料の単価として条例を作成する際には、円で表記します。そのため、小数点以下はありませんので、何百何十何円という形で表記することになります。御質問の本体価格の中で1円未満というのが発生するということは今のところはない。と考えています。

(委 員) 先走って申し訳ありませんが、資料1 使用水量別料金計算(税抜き)の試算2(2)を見ますと、試算内容、基本使用料を現行の10 m³使用時プラス1%の金額とする。上を見ますと10 m³というのは、単価998円の1%といたら、そもそもその時に99銭というような1円未満の話が出てきませんか。

(幹 事) おっしゃるとおり計算の中では小数点以下が出ますが、最終的に条例として記載する時には、単価で表示をしますので、ここで小数点以下がなくなると御理解いただければと思います。

(委 員) 今回の消費税法上の改正というのは免税事業者をなくすことです。消費者が負担する税金を全額、国のあるいは地方に税金として回るような制度ですので、こういった端数処理はとても大事になると思いました。

- (幹 事) 端数処理については十分注意して事務を進めます。
- (委 員) 最初に説明がありました、生活保護受給者の件で、生活保護受給者が水道料金の基本料にしても使用料についても、消費税込みで何円とか増えた場合に、その部分に対しては、全国的な実態調査に基づいて、生活に必要なコストが調査され、収入との差額を生活保護支給とするという考え方で、私は十分だと思います。
また、そこはとても重要だと思います。横浜市など他の市町村で水道光熱費を上げる時に、常に市民から指摘をされて、議題がポシャっているというような状態を鑑みると、1円でも上がった部分は全国調査などの実態によって救済があるということを明確にしておく必要があると思いますので、先ほどの説明で十分だと思います。
- (会 長) 他は御質問よろしいでしょうか。先ほど条例の書き方の話がありましたが、そういった条例の書き方についても答申の中身に記載することについて、何か御意見ありますか。
- (会 長) 特になければ、それも含めてという方向でよろしいですか。事務局は何かありますか。
- (幹 事) こちらにつきましては、基本料金と従量分を分けて明確化を図ること、といただければ、それに沿って作業をさせていただこうと考えています。
- (会 長) そういう点も含めて書いていく方向でお願いします。
それでは引き続き事務局から資料についての説明をお願いします。
- (幹 事) 続きまして、使用水量別料金試算について説明します。資料1を御覧ください。前回の審議会で示した試算において、当審議会から御意見をいただきました、10 m³の改定率について、ゼロ改定ではなく、基本料金の応分負担の考えから、一定の改定を行うものなどの御意見をいただきましたので、それらの御意見を踏まえながら改めて試算を行いました。
本日は試算を二つ示しています。この二つの試算については、基本使用の料金区分が大きな違いです。
前回の審議会の後、基本水量区分等について改めて確認を行ったところ、基本使用料区分を10 m³までとしている横須賀市、三浦市については、横須賀市上下水道局と神奈川県内広域水道企業団から給水を受けていました。
また、基本使用料を4 m³までとしている秦野市は、市営水道です。神奈川県内の県営水道から給水を受けている市は、基本使用料を8 m³としていることから基本使用料が10 m³までの試算に加え8 m³までの試算も行いました。

なお、参考として全区分一律の改定をした場合を試算 4 として表の一番右に表しています。

なお、前回御質問のありました、使用料の区分等を変更する場合の費用、工数等について、県に確認したところ、下水道使用料単価を改定する作業の中で、区分の変更等を行うため、新たな費用負担等はないということでした。

改めて、資料 1 の試算 2 (2) から説明します。この試算では、基本使用料を 10 m³までとして試算を行いました。前回の審議会で御意見をいただきました、すべての区分において、応分の負担をお願いするため、使用水量が 10 m³であった場合、前回は改定率がゼロでしたが、若干改定を反映させた単価を設定しました。また、各区分について 1 m³の単価を表しました。

試算の結果ですが、8 m³までの引上率が 28.6%となりますが、基本使用料の区分を拡大したことに伴い、基本使用料区分による使用料の回収割合が高くなり、安定的に収入を得られます。また、全体の使用量の 40% を占める 9 から 20 m³までの使用者の引上率は、全区分一律で改定した場合よりも低く抑えられます。一方、その他の区分においては、全区分一律の改定に比べ引上率がやや高めになります。また、基本使用料区分を拡大するため、引上げ率の差が大きくなります。

更に基本使用料の区分を 10 m³まで拡大することから、10 m³使用した場合の使用料金については、他の水量と比較して改定率が低くなることは避けられませんでした。

次に、試算 3 (2) について説明します。この試算では、先ほど説明しました、神奈川県の間営水道を使用する市においては、基本使用料を 8 m³までとしていたことから、前回の試算を基に、審議会での御意見を踏まえ、再試算したものです。

試算の結果ですが、8 m³までの使用者の引上率が約 19.8%となりますが、基本使用料区分による使用料の回収割合が高くなり、現行よりも安定的に収入を得られます。また、ボリュームゾーンによる回収割合が高くなり、現行よりも大口に頼らない使用料体系となりました。

試算 3 (2) については、基本使用料をこれまでと同じ 8 m³とすることから、各区分について応分の引上率で、下水道使用料の御負担をお願いすることが可能であり、本市の水需要の特徴である、小口が多く、大口が少ないことを踏まえた、大口利用者に依存しない料金単価の設定が可能でした。

それぞれの試算について、1 m³の単価に着目して料金カーブを比較したものが次の資料 2 です。資料 2 を御覧ください。

こちらでは、灰色のひし形で示したものが現行の単価、オレンジの三角で示したものが試算 2 (2)、青の四角で示したものが試算 3 (2)、参考として緑の丸で示したものが一律の改定を行った場合の試算 4 を表しています。

このグラフでは、試算2(2)については、全体が緩やかなカーブとはなりません。グラフの左側、8 m³の欄に、点線の三角形がありますが、これは、これまでの基本使用料区分は8 m³であり、今回の試算2(2)では基本使用料区分を10 m³まで拡大することから、参考として表記したものです。8 m³までの使用者は、改定後に使用水量が変わることがなくても1 m³あたりの単価に割戻した場合、124円となり、他に比べて大きな改定となることがこのグラフからも見て取れます。

試算3(2)については、全体の底上げが行われていることに加え、水量が増えるにしたがって若干カーブが緩やかになっていることが見て取れました。

ここまでで、御質問等がありますか。

(委員) 基本使用料の10 m³までというのも、きめ細やかにして市民に負担いただくためには、ものすごく大事だと思います。それで8 m³以下のものが、使用水量の改定によって、受益者負担が上がるということは、使用料が上がったというよりも基本料金を上げた、という考え方が近いと思います。一般の市民に説明する時には、誰でも使用するためには必要な基本料を値上げして、皆さんに負担していただくということが、このグラフからでは読み取りにくいと思います。グラフだけでは説明が中々相手に伝わらないのではないかと考えました。

(幹事) ある程度を基本使用料で回収していくことを、市民の皆さまにお願いしていくということが、これまでの審議の中で意見としていただいていますので、それについては市の方も十分承知しています。使っても使わなくても下水道という巨大なシステムを維持するためにも、最低限の御負担をお願いする費用はあるだろうと考えています。ただ、やはり公営企業ということで公共的な事業を行っていますので、全体を今回どこかに負担を強く強いることは避けていく必要があるのではないかと、ということも同時にあります。

鎌倉市の場合には、これまで8 m³までを基本料金としていたので、やはり全体が緩やかになるようにとあって、基本料を急激に上げるということもできませんので、やはり今まで10 m³まで使っていた方だけに着目してしまうと、どうしてもこの方達だけは改定率が低くなってしまいます。そのため、資料でこちらのグラフを作成しました。

(委員) 了解しました。消費税が可決された時、私はその担当で、まず消費税はなぜ3%なのか、消費税は消費者が負担する税金であるという根拠がどこにあるかという事を質問されました。それは昭和63年度税制改革法という法律に、消費税は消費者が負担する税金であると、税率は3%ですといった文言が法文としてあります。それは一般的に示されていなかったもので、皆さん何で消費者が負担するのか、税率についてもなぜ3%

なのか、と疑問を持ちました。何事も根拠があるということが大切だと思います。

資料を見ますと、タイトルに税抜きとありますが、最終的には税抜きベースの更に1割増しである税込みを皆さんに負担していただくということを、よく皆さまに知っていただく。税抜き、本体価格はいくらで、税額はいくらになる、そういう示し方は必要だと思います。

(幹事) ありがとうございます。前回、実際に市民の方が御負担する価格、つまり税込み価格ということで御指摘をいただいています。資料の後半で、そちらの一覧を作成していますので、税込みについては、その時にまた改めて説明したいと思います。

(会長) 市民への伝え方は、あとで、答申でどういう表現をするのかも含めて、もう一回議論があると思います。

(委員) 資料2の使用水量別の単価比較を出すと、8 m³の方々から高いという感覚を持たれてしまいます。実際にはそうではなく、10 m³まで使っても同じ料金なのに8 m³で割って単価を計算しているので高く見えるのです。見せ方の問題があると思います。

(幹事) 分かりました。最終的に答申でこういった資料を使っていくかどうかというところは、後で詰めていただきたいと思います。その際に使う資料については、その点を留意し作成しようと考えています。

(会長) 確認ですが、試算2(2)では、まず大きな考え方としては基本料部分の割合を高くして、全国議論のベースに沿っていくということですが、試算結果は8 m³の方についてはかなり上がった後、一旦下がります。例えば11 m³から15 m³のところでは支払い自体は10%ほど、それから16 m³から20 m³だと15%ほど、ボリュームゾーンとしては率が低めに出てしまいます。これはなぜかということ、8 m³までの方のアップ率が極端にならないようにしようとすると、10 m³のところあまり動きません。そこが低いままだから、それ以上の水量でもかなり低いゾーンがしばらく出てしまいます。そういうことでよろしいでしょうか。

(幹事) そうです。引き上げ率を見ますと、10 m³の方がどうしても低くなりますので、基本使用料に着目しての引き上げ率がどうしても低くなります。実際の使用件数については、大体1か月あたり一世帯四大家族で25 m³、三世帯ですと20 m³ほどで、鎌倉市ではほとんどの方がそこに入っていますので、ボリュームゾーンの改定率がここで低くなってしまいます。

(会長) 基本料金部分の区分上限をまず上げることによって、少量の方につい

てあまりに極端な額にしないのであれば、その少し上のボリュームゾーンはあまり改定しない、となってしまいます。他に何か質問とかお気づきのことなどありますか。

(委員) 第2回の審議会で、基本使用料を上げるということと、あと使用料の段階的な改定をどうするかという、私は両方で収入が増えるような提案をしています。今回、素案を見ますと基本使用料が10 m³以下の方は基本使用料を負担してください。それを超える方は使用料の改定によって上がっていくという、そういう基本使用料の部分である程度、運営資金の確保をする。またそれを超えた人には、相当の負担を求める。それはそのカーブの上がり方の率の方へつながっていきますけども、私はこれでバランスはとれていると思います。とても公平な課税のシステムだと私は思います。

(会長) 基本使用料部分を上げるという観点で公平と言えるのではないかということですね。他には何かありますか。

(委員) 現状8 m³までの基本使用料を10 m³まで上げるという議論で、試算2が作られていますが、基本使用料は8 m³のままでも、水量の少ない方々の負担を少し上げていくことで、全体的に担保できるのであれば、試算3の方が比較的私にとっては受け入れやすいと感じました。また以前に、小さい所の使用料のところで全然使っていないのに上げてもらうのは。というパブコメもあるので、それからすると試算3(2)の方が市民の方も受け入れやすいと思いました。

(会長) 基本使用料部分の水量が少ない方も含めて負担をしていただくという意味では、試算3(2)の方が受け入れる方としては受け入れやすいイメージではないかということですね。

(委員) 私もこの中で比べると試算3(2)が良いと思います。皆で下水道料金を負担するという点からもこの試算3(2)が良いのではないかと、私も思います。

(会長) 皆で負担という意味ではと試算3(2)の方ではないかというコメントです。他に何かお気づきとか御質問とかありますか。

(委員) 今この試算2(2)、試算3(2)、試算4、こういった三つの選択肢のように見えますが、一番の目的としているのは、下水道施設の財源の確保だと思います。それをどのように受益者負担という形へ変えていくかということで、私は選択したいと思います。その財源はとても大切です。これからどうやってコストをパフォーマンスしていく時に必要にな

るか。そういった時に財源というのは、出来る限り多い方が良いと私は思います。鎌倉市は国の財政の援助が受けられない自立した団体であるということも鑑みて、そういった財源を一番確保できるのは、受益者負担だと私は信じて止みませんから、なるべく相対的に財源が確保できるスタイルを選択するのが、一番だと思っています。

(幹事) 財源の確保ということでは、審議会ですら最初に確認をしていただきました。1 m³の平均単価が150円をまずは下回らないようにということでしたので、試算4(参考)まで含めましても、財源の確保としては平均単価150円を達するという試算をしています。また、鎌倉の場合には、小口が多くて大口が少ない。という状況がありますので、大口に頼ることができないということを踏まえて、それぞれ試算をしています。

(会長) 確認ですが、各水量がどの位の割合だったか、先ほどのボリュームの観点から、どこかに資料ありますか。

(幹事) 今回、水量ではなく件数で資料があります。少し先に説明を進めてよろしいでしょうか。

(会長) そうしましょう。この先でここも含めて議論をしましょう。

(幹事) それでは説明を先に進めます。次に、資料3について説明します。

こちらの資料は、使用料区分のうち、使用水量別の件数について着目して作成した円グラフです。内側の円グラフに御注目ください。1か月の使用水量が20 m³までの使用者、つまり人数、件数が全体の使用者に対して占める割合が66.1%になります。二人世帯、または三人世帯で節水が進んでいる世帯については、ほとんどがこのゾーンに入ると想定されます。四人世帯の場合、最近では1か月の使用水量が約25 m³と言われているため、66.1%に13.1%を足した79.2%、ほぼ八割がこのゾーンに入ります。

次に、資料4について説明します。こちらのグラフは、試算2(2)、試算3(2)などにおいて、それぞれの区分で全体の料金に対して、どの程度回収しているかを示しているグラフです。

現行の料金体系である一番上のグラフで説明すると、基本使用料区分である8 m³までの使用料金で31.86%を回収しています。当然、8 m³を超える使用水量の方もこの基本料金を負担していますので、この区分にも含まれます。

次の基本料金を超え15 m³までの使用水量では、全体の使用料金のうち19.05%を回収することを示しています。この区分では、純粹に8 m³を超え、15 m³までの水量で回収する料金のため、現行の使用料金でいうと、単価106円にこの区分の総使用水量をかけた金額に近似します。以降、

16 m³を超え 20 m³までの使用水量とそれぞれの回収割合を示しています。なお、基本料金から 20 m³までで、全体の 60.99%を回収しています。

次に実際に試算 2 (2) と試算 3 (2) を比較してみると、試算 2 (2) では、基本使用料区分を 10 m³まで拡大することから、基本使用料区分で回収する金額は、全体の 34.71%を占めますが、基本使用料区分を拡大する試算であることから 11 m³から 15 m³までの区分で、現行の使用料金単価で計算した場合と比べ減少することとなりました。

次に試算 3 (2) ですが、基本使用料区分は 8 m³までで試算していますが、基本使用料区分での回収割合を増やす試算であることから、現行の単価と比較して増えることとなりました、また、基本使用料を超え 15 m³までの区分で、現行の単価での割合と比較した場合も上回り、16 m³を超え 20 m³までの区分では現行の単価は上回りますが、試算 2 (2) の単価と比較した場合には下回る結果となりました。しかし、基本料金から 20 m³まででは、全体の 61.83%となり、他と比較して最も回収できる試算となりました。

次に、資料 5 について説明します。この資料では、実際に市民の皆さまに御負担いただく金額を消費税込みで表した表です。20 m³、世帯でいうと三人から四人の世帯で説明しますと、現行の料金単価で計算した場合 1 か月あたり 2,302 円ですが、試算 2 (2) では 2,648 円、試算 3 (2) では 2,754 円になります。

次に、資料 6 について説明します。資料 6 - 1 を御覧ください。この資料では、県内団体の平均単価を比較した結果です。今回の改定は、経営戦略に示された 1 m³あたりの平均単価を 150 円としてすべて試算していますので、試算のすべてにおいて、小田原市、横須賀市、三浦市に続く四番目となります。

次に資料 6 - 2 を御覧ください。こちらの資料では、県内団体の基本使用料について比較した結果です。この場合には、試算 2 (2) では基本使用料を 998 円で試算していることから、三浦市に続く二番目ですが、試算 3 (2) では、基本使用料を 930 円で試算していることから、三浦市、横須賀市の次、三番目になります。

次に資料 6 - 3 を御覧ください。こちらの資料では、20 m³を使用した場合の料金で比較しています。試算 2 (2) の場合、使用料は 2,648 円になり、試算 3 (2) の場合は 2,754 円になりますが、いずれの場合でも三浦市に続く二番目となります。

以上で説明を終わります。

(会長) ただいまの説明に対し、または、全体を通して御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

(委員) 実態的には鎌倉市は、世帯数は上がっていますが世帯員数というのは下がっています。確か 2.1 人位のレベルだったと思います。結婚

して夫婦に子供が一人いるかいないか、そういうのが実態です。あとはいたとしても高齢者という問題もあります。それは生産者人口というのが減っています。こういうことを皆に伝える必要があると思います。これは、新型コロナウイルスの前の時には、日本だけでなく世界的な問題でした。どうして景気が悪いのかっていう原因は少子高齢化でした。人口の構成割合がとてもしびつになっているので、どう動いても経済的な加速度はなさないのです。これはコロナ禍でも全く同じですが、それをコロナ禍ということで処理しようとしているから頭が混乱します。下水使用料の大負担を求める時も人口構成がいびつな事はみなさん知った方が良いと思います。

(幹事) 今、御指摘がありました。鎌倉市の人口はまだ減っておらず、今後減っていくということが想定されています。世帯数についても、今一世帯三人、四人の場合と説明しましたが、鎌倉市の場合には既に一世帯三人を下回っている状況です。また、なぜ 20 m³という単位を使っているかということについて、全国的に比較をする際のベースとして、20 m³という単位を使用して、比較していることが非常に多いため、今回こちらの資料は 20 m³という単位で作成しています。したがって、水量から逆に割戻すと、大体三人ないし四人世帯が全国比較というレベルでいうと、この辺りだろうと比較しています。

(会長) 確認ですが、資料 3、件数ベースで見たときは、10 m³までが 3 分の 1 で、10 m³から 20 m³までが 3 分の 1 で、20 m³以上が 3 分の 1 ということですね。

(幹事) はい。件数ベースで見えていきますと、大体 3 分の 1 ずつになります。

(会長) 次に資料 4 使用料回収割合の棒グラフでは、試算 2 (2) は基本使用料区分が 10 m³ですが、他の試算は 8 m³ですので、これの少し右側に 10 m³があります。そして、灰色のところまでが 20 m³ということになります。試算 2 (2) を見てみると、20 m³以下が今よりも減ってしまい、逆に多い方に負担をお願いする。30 m³以上をとっても、今より負担をより多くするというように見えます。当初、目論んだ事と違うように見えますが、これは計算のマジックとでもいうのでしょうか。

(幹事) 鎌倉では、世帯人員が既に三人を下回っており、世帯人員の少人数化が進んでいます。したがって、例えば、ほとんど 1、2 m³ほどしか使っていない方も沢山いるという現実があります。また、会長からの御質問ですが、試算の 2 (2) で平均単価 150 円ということターゲットにして計算しますと、どうしても 10 m³の改定率にでっこみ引込みが出てしまいます。いわゆるボリュームゾーンと言われるような方の改定率だ

け高めるようなことが中々難しいという実態があります。したがって、平均単価 150 円で見えていきますと、試算 3 (2) と比べますと大口側の方に若干、御負担をお願いする結果になっています。

(会長) 今から 10 分休憩に入ります。

(休憩)

(会長) それでは引き続き会議を続けたいと思います。先ほどの資料 4 の関係でお願いします。

(幹事) こちらについては、全体の総額に占める割合ということで表記しています。それぞれ現行のものと、試算 2 (2)、試算 3 (2) で基本使用料が少し変わってきますので、比較するのは難しいと思います。

例えば、水量 20 m³までを合計すると、現行の場合、60.99%で、ここで回収することになります。試算 2 (2) の場合、59.56%を回収することになります。試算 3 (2) の場合、61.83%。試算 4 の場合は現行と変わりません。金額の総額は増えますが割合としては、60.99%となります。

今までの鎌倉の水需要の特徴としまして、小口が多く大口が少ないということで、大口にあまり頼るのは避けた方が良く、当審議会でも議論されていますので、仮に 300 m³以上で計算すると、現行が 14.14%、試算 2 (2) が 14.28%、試算 3 (2) が 13.47%、試算 4 が現行と一律の改定ですので、割合としては現行と同じ 14.14%になります。

(会長) 料金に占める水量別の負担割合で言うと、試算 2 (2) では小口が減って大口が少し増える、試算 3 (2) だと 300 m³以上の大口が増える試算です。中々実際試算してみないと分からないものです。

他に御質問や御意見はありますか。

(委員) 今まで議論されてきましたが、財源は三つ、一つは一般会計の税収、一つは国からの助成、一つは受益者負担として利用者に負担していただくという、この三つしかないということでした。新しい下水道施設が必要ということで、足りない財源を利用者に負担していただく中で、国からの支援が受けられないということについて、ポイントを挙げると、鎌倉市は自立している団体なのでできないということでした。

この点については、日本が青天井に国債を発行しており、受け入れるのは市中銀行です。国は財源の礎のない状態で、大きな財政を立てているところからお金を借りるとするのはとても危険だと思います。

鎌倉市のような地方の団体は、あまり国から助成を受けない方が良くかもしれません。

(幹 事) 鎌倉市では、経営戦略を審議、答申をいただき、策定しました。その中で、まずは平均単価 150 円/㎡を下水道使用料として確保し、財政の基盤を必要最小限の料金設定で確保していこうと考えています。審議をお願いした際、国は将来的に下水道使用料として、基本料金、累進に加えて、御意見のありました大口の方、桝の大きさ等で多く使われる方には資本を投資していることから、口径別割合による使用料体系の検討を始める時期だということを紹介しましたが、下水道では、口径別、使用見込別といった積算の根拠は確立していません。このようなところで審議していただく中で、まずは基本使用料という形である程度応分に負担をいただき、エッセンシャルワークなど産業の構造になっていますので、あまり大口の方に頼っていると、結果として市民の方に跳ね返ってしまうという御意見をいただきましたので、傾斜割合を見て単価を考えてきました。

また、これまで、区分が県下一率の水道料金の区分と合っています。神奈川県の特徴として、県営水道から上水の供給を受けて、下水処理を各市で行っています。このことから各市で連絡を取り合い少しずつ料金の区分を合わせてきました。そこから考えて、基本使用料区分として広げてき、計算していますが、今までの基本料金区分が 8 ㎡というところで、どうしても 10 ㎡というところで、大きく上げられないということがあります。それで、試算 2 と 3 について、会長から当初の目論見と違うということが起こっているという御指摘がありました。今の基本使用料区分が 8 ㎡までを採用しているところから、そのカーブを一気に直すのは中々厳しい、単価にそのまま跳ね返ってしまいますので、計算として難しいと認識しています。

(会 長) まとめていく上で、方向性を決めないといけないところです。その他意見はありますか。

(委 員) 会長と同じ感想です。国の議論も踏まえて、資本部分を基本料金で賄う率を上げていくというのが、当審議会の議論の方向性であったと思います。その考え方でいくと、試算 2 (2) の方が、それに合っているはずと想定していましたが、でも、資料 4 を見ると実際にはそうなっていません。資料 1 の区分ごとの使用料の改定額を見ると、改定率は試算 2 (2) の方が試算 3 (2) より高くなっていますが、使用料自体の実際の金額は 26 ㎡から 30 ㎡の料金区分までは、試算 2 (2) の方が試算 3 (2) より低く、それより上の料金区分では、試算 2 (2) の方が試算 3 (2) より高くなっています。結果として、試算 3 (2) に比べて試算 2 (2) の方がより累進的になっています。使用量が多いほど金額が高くなっているというところで、これがどういうことかと疑問に思っています。

(幹 事) 基本料金の区分を変更するということから、試算の 2 (2) ですと、

単価を 10 m³までで 998 円ですので、28.6 という改定率ですが、これまで 8 m³までだった場合と比較すると、28.6 という改定率になります。次の 998 円というのは、その区分の最高水量まで使用した場合の使用料として記載しています。区分が変わらなければ、横並びで全部比較できますが、試算 2 (2) については、区分を少し拡大することで、基本使用料として回収しようとして計算しているため、こういった差が出ています。

試算 2 (2) では、改定率のカーブが大きく変わってくるというのは、前回試算 2 で 10 m³まで拡大して試算してみましようというところから、その時には 10 m³の改定率を固定して基準としたら、どのくらいのカーブになるかを試算しています。この場合、ある区分ではまったく改定がないとなると、不公平感が出るということで今回再試算しました。そうすると、これまでの基本使用料は 8 m³までで 776 円のため、ここを 10 m³の基本使用料としての上げ幅は、あまり大きくとれません。そうすると、最初の区分の改定率が低くなるため、累進性が強く出てしまいます。これが試算 2 (2) です。

一方、試算 3 (2) は、区分を全く同じ区分で試算しているので、単価が 930 円となります。これは 8 m³までで比較するため、改定率が 19.8 と表記されます。こちらの場合、区分が同じため、次の従量のランクが現行 9 から 15 を使っていますが、試算 2 (2) では 11 から 15 となり、ここでも単価が変わります。試算 3 (2) では、9 から 15 を使うため、単価としては 127 と表記し、ある程度累進が緩やかに、引き上げ率が大口になるにしたがって若干下がっていくカーブが書けます。資料 2 の単価比較のカーブです。オレンジ色の三角形は 10 m³は 1 m³の単価に割戻したものです。このスタートラインが変わっていますので、多少カーブがいびつなものとなります。

(会長) 基本使用料の区分を変えるとどうなるかが、やっと分かってきたところですが、8 m³までを 10 m³までにすると、今まで 8 m³だった人は 10 m³と同じになるため、単純に 25%上がってしまいます。そこから、さらにどれだけ引き上げられるかという議論を始めようとしたところ、もう、そうは上げられない。10 m³のところは、どう上げても 998 円位かなとなってしまう。

10 m³のところでは上げるはずが上がらなかったのも、それ以上の水量区間単価をいくらか上げたところで、10 m³の出発点が低いので、区間料金を足していっても上がらないという構造になっていることが分かってきました。基本料の区分を変えるということ自体が、大きなインパクトがある。基本使用料の、区分を変えながらかつ全体を上げるというのは、かなり至難の業らしいということが分かりました。

そういう意味では、元々かかる基本料部分を上げようと思いましたが、結果的には思ったイメージと違う制約がかかってしまい、より大口に依存する、元のねらいと違う全体の構造にゆがみが出てしまうということ

が分かってきました。

(委員) 今の会長の意見を聞いて共感しました。一番基本使用料が負担できるというのは常に沢山いる人口の人達、それよりも一番負担がしづらい人達も含めて基本使用料っていうのは、のしかかるので、そこで負担を求めるといのは市民感覚的に言えば重たいものになります。皆で支えようという気持ちであれば、持っているお金とか試算とか関係なく皆が負担すべきだ、という考えが出てくるはずだと思います。そういう意味ではこの資料2(2)というのは単価 10 m³までは 998 円で 11 m³を超えた人達で多く負担してもらおうというのはとても整合性があると思います。それで財源を確保していくというのが、もっとも矛盾がないと私は思います。

(委員) 私も試算2(2)と試算3(2)を見て、前回の会議までは、試算2(2)で上手くいくはずだと思っていましたが、これだとどうも説明が難しいようです。市民の皆さん、利用者の皆さんの納得を得るには、用意する資料だけでも相当大変ではないかと思えます。従って今回は試算3(2)でいって、将来的には基本使用料の単価だけを引き上げるような改定を行えば、おそらく今回のようなことにはならないかと思えます。数の一番多いボリュームゾーンの人たちに負担を求めて、数の少ない大口使用者への依存を減らすというのは、試算3(2)の引き上げ率で説明できますし、引き上げ額も 30 m³を超えると試算2(2)より少なくなるので矛盾しません。今回は試算3(2)にして、将来的に基本使用料だけを改定するようなことを考えても良いのかなと思始めているところです。

(会長) 他に何かありますか。

(委員) 参考までに教えていただきたいのですが、経営戦略を立てた際、150 円にする時 16%位上げるとい話だったと思いますが、今回、この試算では 18%位平均で上がりますね。その 2%の差は元々の基本となる数字が変わったから割合が変わっているのか、参考までに教えてください。

(幹事) 経営戦略を作成する時は、最初は令和元年度に 10 年間の推定を立てています。今回は既にそこから 2 年経過しているため、令和 2 年度の数値から計算をしています。そのため、経営戦略では最初に御議論いただいたとおり、まずは 150 円ありきで、参考として 16%というように表記しているため、今回は実際に数値を見ますと、平均で 18%位という結果になっています。

(会長) 方向を決めたいと思います。2か3かどちらか、今の時点でどちらか決

めて手を挙げていただいて良いですか。
試算 2 (2) という方。

(挙手者なし)

(会 長) 試算 3 (2) という方。

(挙手 5 名)

(会 長) では、試算 3 (2) ベースで答申したいと思います。

(幹 事) 我々も今回試算をする際に様々なパターンを計算しました。御議論のとおり、区分を拡大することが、イメージと違うことを実務の中で経験しました。御指摘のあったとおり、将来的に資本費算入率を考え、基本料だけの改定を考えていかなければいけない時代がきていると思っています。そのことを、審議を通して実際として実務として経験しました。

(会 長) これを前提として答申を出していかなければいけません、事務局から答申素案サンプル版について説明をお願いします。

(事 務 局) 答申素案サンプル版について説明します。御手元の答申素案サンプル版を御覧ください。これまでの下水道事業運営審議会での審議を踏まえ、サンプル版を作成しました。

なお、このサンプル版を作成している時には、まだどの試算で答申とするのか確定していなかったことから、未確定の部分はアスタリスクを記載していますので、御承知ください。

では、サンプル版の説明をします。答申の形としては、様々な方に読んでいただきたいため、なるべくシンプルにしました。最初に答申鏡、1 ページから 3 ページの 3 ページ分で答申本文と料金表、4 ページ以降は審議の際の使用した資料などとししました。では、詳しく説明します。

最初の用紙は答申の鏡になっています。ここでは、審議した回数、どのように審議したかを簡単に説明しています。

「令和 3 年 (2021 年) 3 月 25 日付け鎌都整第 761 号で鎌倉市長から諮問のあった「下水道使用料の改定について」は、諮問を受けた令和 3 年 (2021 年) 3 月以降丸回の会議を開催し、令和 3 年 (2021 年) 3 月に策定した鎌倉市公共下水道経営戦略に基づき、市民としての視点に専門的な視点を加え、経営戦略策定時のパブリックコメントや過去の審議会での審議等を踏まえ、国の通達や県内・国内類似団体の現状等も参照しつつ慎重に審議を重ねてきた。審議の結果、次のとおり答申するものである。」

1 枚めくっていただき、1 ページを御覧ください。答申の本文になり

ます。ここでは、鎌倉市の下水道の現状と経営戦略について説明し、今回の諮問にあたり、考慮した六つの事項を記載しました。

そして、下水道の時代変化に応じた再構築に向け、下水道使用料を中期的に資本費の60%を充当することが適切であり、そのためにまず最低限の目安一月あたり1 m³の単価を平均150円とし、その使用料金の改定後と現行の表を記載しました。では読みます。

「鎌倉市の下水道は、昭和33年（1958年）以来、順次体制をつくり、延べ約1,800億円を投資し、約490kmの汚水管渠、約240kmの雨水管渠、七つのポンプ場、二つの処理場等を整備・運転管理してきた結果、市民の約16万8千人に普及し、水洗トイレが使い、水路や川の水質は大きく改善し、豪雨による浸水被害等の軽減にも貢献している市民生活に欠かせない基礎インフラとなっている。一方で、近年、投資を抑制し続けており、標準耐用年数である50年を経過した汚水管渠の割合が10年後には161km（約33%）に増加するなど老朽化が進み、一部で汚水の溢水や道路陥没等が発生している。また鎌倉処理区の五つの中継ポンプ場は、津波時に浸水で機能停止し長期にわたって下水道が使えないことが見込まれる等、地震や津波にも脆弱であることから、自然災害の頻発化や脱炭素・循環型社会への対応も含めて早急に再構築に着手することが必要になっている。

一方で人口減少や節水型機器の普及、世帯の少人数化が続く中、使用水量の減少による使用料収入の減少が見込まれることから、必要な事業を安定して行うために、30年後を睨んで今後10年に必要な投資と財源のあり方を令和3年（2021年）3月に鎌倉市公共下水道経営戦略（以下「経営戦略」という。）としてまとめたところである。

この経営戦略の中で下水道使用料について、汚水処理に要する費用は、一部公費とすべき部分を除き、受益者負担とする原則に基づき、維持管理費に加えて資本費のうち使用者負担が適切とされる60%を賄う料金としていくべきとしているが、急激な負担増は避け、まず令和5年度に総務省が示す最低限の目安である一月の使用料1 m³あたり平均150円にすべきとしている。

今回、下水道使用料の改定に関する諮問については、平均を経営戦略に基づく150円/m³/月とし、使用水量に応じた料金のあり方については、以下を考慮した。

- 1 世帯人口が、昭和30年度では一世帯あたり4.46人だったが、徐々に減少を続け令和2年度では2.28人になっていること。
- 2 現在の使用水量別1 m³単価は、8 m³の場合は約97円、100 m³の場合には約142円（約1.5倍）、1,000 m³では約244円（約2.5倍）であること。
- 3 1か月あたり76 m³以上使う使用者は、全体の0.9%しかいないこと。
- 4 全国の類似団体の下水道使用料（20 m³）の中では、中の下に位置

すること。また、横浜市、川崎市を除く県内各市の中では中の上に位置すること。

5 かつては急増する水需要を抑えるために使用水量に応じて単価が高くなる逡増制を採用していたが、現在は水の使用量が減少に転じており、国では初期投資の大きい下水道事業の料金体系として、それに見合う基本使用料が望ましいとしていること。

6 大口使用者が少ない鎌倉市では、大口使用者に頼ることが難しいことや世帯人数の減少も続くことから、全使用者で公平に負担していくことで安定的な収入を確保する必要があること。

このような現状を勘案し、いろいろなパターンについて試算をおこない、今後の安全で安心な下水道事業を継続するためにはどのような下水道使用料が最適かを検討した。

以上のことから、令和3年(2021年)3月25日付け鎌都整第761号で鎌倉市長から諮問のあった「下水道使用料の改定について」は、老朽化が進む下水道の時代変化に応じた再構築に向け、中期的に資本費60%を充当することが適切であり、まず、下水道使用料の最低限の目安とされる150円/m³/月とし、受益者全体で下水道事業を支えていくよう丸々とするよう答申する。これにより、下水道使用料収入全体に占める基本使用料の割合は、現行の約32%から約丸%となる。」

なお、2ページに表示している料金表については、審議の結果を踏まえた汚水量及び金額を記載します。

また、3ページの表は参考として現在の料金表を記載しました。

次に4ページを御覧ください。4ページ以降は資料として、グラフや表などを付けました。4ページは、水量別の支払額になります。こちらの単価も、作成時にはまだ確定しておりませんでしたので、イメージになります。

5ページを御覧ください。使用水量別の1m³の単価について、現行と改定後を比較したものになります。こちらにもイメージになります。

6ページから7ページを御覧ください。平成18年度の使用料改定に関する答申と改定の変遷について載せています。

8ページを御覧ください。令和3年3月に策定した経営戦略の要旨として、これまでの投資額、9ページにいきまして公共下水道施設の管理数量について、同じく9ページから11ページにかけて下水道事業の目的・効果・負担原則について12ページでは下水道事業の課題と基本方針について、同じく12ページでは施設の投資計画について、13ページから15ページにかけては投資財政計画について記載しました。

16ページは、試算する際に参考とした下水道使用料の現状や経営戦略における使用料の検討、17ページでは、経営戦略策定時に行ったパブリックコメントのうち、使用料改定に関するコメントを、18ページでは、大口使用者について、19ページでは、料金(水量)区別の構成(件数)のグラフを、20ページでは、料金ランク別の構成のグラフを記載しまし

た。

以上で答申素案のサンプル版の説明を終わります。御意見等をお願いします。

(会長) 答申のスタイル全体の構成的なものについて、御意見あるいは御質問はありますか。

(委員) これは分かりにくいと思います。一市民が見たときに、ストーリーに欠けています。大きなストーリーというのは、鎌倉市というのを主体に考えて、まず下水道使用料を改定することにより収入が増えます。基本使用料や使用水量に応じた収入も、すべて鎌倉市の財政的な収入になります。それがどうなっていくかというストーリーを、少し付け足せばと思います。

収入というのは、予算によって経費化されていく。予算が執行されていく。それは何を意味しているかということ、市民にとっては資産が増える。すべての収入が同額資産に転じていく。下水道事業でいえば下水道資産というものに転じていく。そうやって未来へ投資していく、といったストーリーがあった方が良くと思います。使用料の改定、基本使用料が上がることは、市民にとって何を意味するかということ、自分たちの資産が増える、鎌倉市の共有資産が増えるという感覚をぜひ持っていただきたいです。減価償却費などの費用はすべて無駄遣いになりません。一般の経費も同じです。すべて費用は転じて資産になることで、公共下水道事業を、皆で運営していきましようという考え方のストーリーが一番分かりやすいと思います。

(会長) 投資をして資産を作って、それを運営して機能を果たしていく。そういう下水道事業を回す仕組みのようなものが、最初にあった方が分かりやすいということですね。

(委員) 下水道というのはパブリック・サービスの一つだと思います。パフォーマンスをすれば、必ずリターン、市民から見れば資産が構築でき、資産が増えるということで評価ができるのではないのでしょうか。減価償却費も含めて様々な一般経費、コストがありますが、予算を執行することによって得られるものは、無駄遣いではなく、すべて公共資産に転じていく、鎌倉市民は共有できる資産が増えていく、というストーリーを付け加えると理解しやすいと感じます。

(会長) 道路などと上下水道では仕組みが違うところもありますが、基本はまず長期借入れと一部現金を投資して、資産としての施設を作って、それを運営しながら使用料と税金で返していく。そういうイメージを絵で描くみたいなことですね。

(委員) 一般の民間の株式会社のイメージでいけば、経費が社外に流出しないで内部留保するという事です。下水道事業の費用というのは、鎌倉市民の財産を作っていく事業で、それが市民にとっては一番の大きなリターンです。使用料を負担して大きな資産が得られるというストーリーがあっても良いと思います。

(会長) 経営戦略の時にそのようなものがあつた方が良かったかもしれません。事業がどうやって回っているかという、大元のイメージをうまく書ければと思います。事務局から何かありますか。

(事務局) 文章で書いていく形でそれを表していくのか、グラフや表などで表すのが良いのか、ありますか。どちらが市民の皆さまに示す際に分かりやすいでしょうか。グラフなどにすると、その説明も記載する必要もあります。市民に分かりやすく表現するアドバイスがありましたらお願いします。

(委員) その点は、とても大切な課題です。今回は、市長から諮問があつて答申します。その諮問があつたことを転機として、今までは先の見えない事業計画であつたものが、これからは市民から収益するものは、すべて市民の共有の資産に転じていくというストーリーに変えれば良いと思います。

(事務局) 文章で説明していく方が、細かいところまで書けるため良いと感じました。こういう諮問をしたところ、こういう答申があつて、その答申の中ではいろいろと委員に御審議いただいた中で、今までの考え方を今後は変更し、それに伴って使用料を変更し、このように改正していきます、というような流れが分かりやすいのでしょうか。

(委員) 答申によって変わったというストーリーよりも、市民にとっては、自分たちが選んだ首長が、良い方向に行くアイデアはありませんかと諮問して、それに対して答申があり、それで市役所が転換していくというのが、市民から見たら身近ではないのかと思います。審議会というのは、市民から見れば一体どんな人が、どんな議論をしているのかといった感覚があるため、目に見えるものとして首長や市役所が転換したというのが良いのではないかと思います。

(委員) もう少し小さいことでも良いですか。

(会長) 個別の文言のところは後にして、全体のスタイルで何かありますか。他に分かってもらうためのアイデアなどがあればお願いします。なけれ

ば、実際の中身について、お気付きのことがあればお願いします。

(委員) 1 ページ目に六つの項目がありますが、二番目「現在の使用水量別 1 m³単価は」の最後に「平均でいくらか」を入れた方が良いと思います。また、五番目のところは「かつては」はいらなく「急増する水需要を抑えるため、多くの団体で使用水量に応じて単価が高くなる逡増制を採用しているが、現在は水の使用量は減少に転じており、」とし、あとは同じで、最後に「それに見合う基本使用料を定めるか設けることが望ましいとしていること。」とした方が分かりやすいと思います。また「以上のことから」の最後は、試算 3 (2) を採用する理由となる部分のため、資料 1 の試算 3 (2) の試算内容に相当する、件数、排水量の多い 50 m³以下の区分については、改定率を高めにし、51 m³以降についてはやや抑える下記の料金表とするというような表現で良いと思います。

(会長) 以上でよろしいですか。

(事務局) 今の点については、文章を変更します。

(会長) 他に何かお気付きの点はありますか。

(事務局) 先ほどのストーリーを入れる場合ですが、今回のサンプル版では、どの辺にそのストーリーを入れた方が効果的だと考えますか。

(委員) 諮問することになった立場、それは海岸の下水処理施設を壊滅的な自然災害により失ったことに対する対策を講じる必要があった、市民の自然増なども含めて将来へ投資をする必要となった、という状態からまず説明して、そのためにはこれだけの財源の確保が必要であったので、それを皆さんに負担を求めます、というストーリーはいかがでしょうか。

(事務局) 答申の本文ではなく、4 ページ以降の資料でしょうか。

(委員) そういった災害を受けて、強い下水道処理施設を構築するために、事務局が幾通りかのアイデアを出して選択しよう、様々な意見を集約した結果、一番受益者負担として市民の人に相応な体系を作りました、というそういう形はいかがでしょうか。

(事務局) 最初の本文に記載した方が良いということですか。

(委員) 一番良いのは、こうして財源を確保すると、最初に結論を書きます。次になぜそのようなことが必要になったか、人口の増加や時間が経過して資産が劣化しました、と書きます。そういった事態に備えて、こうい

う対策をします、ということではいかがですか。結論を最初に持ってきて、後に理由を述べるのが良いと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(会長) 他には何かお気付きの点がありますか。

(委員) この形式については、先ほど他の委員が御意見を述べられており、ありません。後ほど数字などが入ったものを見せてもらえますか。

(事務局) 今回試算が決まったため、数字を入れて配りたいと思います。

(委員) 答申の中にもう一つ含めていただきたいのは、審議にもありました、基本料金というものを創設すべきというアイデアです。今後は誰もが基本料金を負担して、それから使用量に応じた料金体系を作るアイデアもあるということ少し触れた方が良くも思いません。

(会長) 今も1ページ目の5のところ、基本使用料という言葉自体はありますが、これをどう書くか。全体のスタイルですが、本文と料金表があって、後ろに参考資料として今回の審議のベースになったものがあり、その後ろにまた参考というスタイルで、全体が複雑に見えます。もう少しシンプルにする手立てがないかと思います。

また、最終的には事の軽重に応じて、フォントや字の大きさなどを変えて全体構造をより分かりやすく、読みやすくする工夫が必要かと思います。

(事務局) 今回サンプル版で使用したフォントは、ユニバーサルデザインという障害をお持ちの方でも分かりやすいフォントを使用しました。これまで、通常は明朝体などのフォントを使用していましたが、今回このようなフォントがあるということを知り、こちらを使用した方が様々な人に見やすいフォントということで使っています。

(会長) 字の大きさやアンダーラインなどいろいろなやり方もあるので、できるだけ見やすい形が良いと思います。

料金改定の時にいつも出てきますが、経営努力の観点や説明努力の観点なども、表現できるといいと思います。

(委員) 今、事務局が言われたユニバーサルデザインっていうのは優れていると思います。パッと見て一番抵抗ないフォントや色彩というのはとても優れています。ただ一つ欠けているなと思えるのは、サンプル版の資料にナンバーを振っていますが、その資料をどのタイミングで見るかとい

うことが本文にありません。本文に何のエビデンスに基づいて言っているのかを入れれば、資料が生きてくると思います。

(事務局) ありがとうございます。

(委員) 16ページの参考資料、下水道使用料の現状に、維持管理コストの削減とありますが、できればそこに何%削減とか、具体的に数字が入れば、良いと思います。

(事務局) 確認します。

(委員) 今、言われたことに対する一つの解決の方法、手段としては、16ページ以降に料金改定という文言だけで、基本料金というものを盛り込んで、16ページに参考資料として、試算する際に参考としました、という中に、基本料金というものを体系として創設したと入れたらどうですか。

(事務局) ありがとうございます。

(会長) 今後の流れとしては、数字を入れたもので、もう一回送り直すということでしょうか。

(事務局) そうです。

(会長) それについて、またコメントをもらいますか。

(事務局) 出来次第、修正したものをお送りします。それを見ていただいて御意見をいただきたいと考えています。

(会長) では届いたら一週間、二週間で見るということですね。

(事務局) そうですね。

(会長) 短い時間で見えていただく。では、早めに送付をお願いします。それにコメントをいただいて、次の資料としますか。

(事務局) そうですね。

(会長) では、これで終了します。

以上